

入 札 公 告

制限付一般競争入札を執行するので、五泉市契約事務規則（平成 1 8 年五泉市規則第 4 9 号）第 1 7 条及び第 1 8 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 17 日

五泉市長 田 邊 正 幸

1 概要

(1) 件 名	令和 8 年度五泉市地域イントラネット関連機器(L2 スイッチ等)等 賃貸借（リース）
(2) 仕 様 等	別紙仕様書のとおり
(3) 履 行 期 間	契約の日から令和 14 年 2 月 29 日までの 5 年間【60 か月】 契約の形態については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 および五泉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 1 8 年条例第 54 号）に基づく 60 か月間の長期の賃貸借契約とする。 また、リース期間満了後のリース物件の取り扱いは、五泉市に無償譲渡するものとし、その旨を契約書に明示する。
(4) 履 行 場 所	五泉市役所、村松支所ほか 1 1 施設
(5) 最低制限価格	設定なし
(6) 入 札 の 方 法	入札前に入札参加申請者の入札参加資格要件を審査する事前審査型入札による方法とする。

2 入札参加資格

入札参加者は、入札参加申請書提出時点において、次に掲げる要件をすべて満たしている単体企業であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告の日から開札日までの間において、新潟県又は五泉市から指名停止を受けた者（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

(5) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）

が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の規定による暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の規定による暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められる者。

ウ 暴力団員と密接な関係を有していると認められる者。

(6) 五泉市の入札参加資格者名簿（物品）の品目-リース・レンタルに登載されている者であること。

3 入札参加手続等

この入札に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出し、2に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。なお、期限までに書類を提出しない者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 入札参加申請書等の提出期限

令和8年8月21日（金）午後5時まで

(2) 提出書類

入札参加申請書（様式は五泉市ホームページよりダウンロードすること。）

(3) 入札参加申請書の提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は提出期限必着とし、一般書留郵便・簡易書留郵便・レターパックプラスのいずれかによることとする。

提出先 〒959-1692 新潟県五泉市太田 1094 番地 1

五泉市役所 企画政策課 情報政策係

(4) 入札参加資格の結果通知

令和8年8月24日（月）までに通知する。

4 質問

(1) 受付期限

令和8年8月19日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

所定の質問書に質問内容を記入の上、企画政策課情報政策係へ持参、電子メールまたはFAXにて提出する。（質問書の様式は五泉市ホームページよりダウンロードすること。）
なお、電子メールまたはFAXにて質問書を提出した場合は、電話で企画政策課情報政策係にその旨を連絡すること。

(3) 提出先

五泉市役所 企画政策課 情報政策係

メールアドレス：jouhou@city.gosen.lg.jp

FAX 番号：0250-42-5151

(4) 質問の回答

令和8年8月20日（木）までに五泉市ホームページ上で回答する。

5 入札方法

(1) 入札の日時及び場所

令和8年8月31日（月）午後3時 五泉市役所 男子休養室（2階）

(2) 入札方法

入札書の様式は五泉市ホームページからダウンロードすることとする。

入札書は上記5（1）の日時及び場所に参集し、提出する。

(3) 入札における留意点

- ① 入札書は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税相当額を控除した金額を記載してください。契約は、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で締結します。また、リース期間5ヶ年全期間分の金額を見積ったうえで、その60分の1の金額（月額（税抜））を入札書に記載すること。
- ② 初回の入札で落札者がいないときは、再度入札するものとし、その回数は1回とする。
- ③ 入札参加申請を行った者が入札を辞退しようとするときは、入札日時までに入札辞退届を持参又は郵送で提出すること。
- ④ 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出すること。（委任状の様式は五泉市ホームページからダウンロードすること。）

(4) 開札

入札終了後直ちに上記5（1）の場所で行う。

6 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を令和8年8月24日（月）午後5時までに納入すること。ただし、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模が同程度の契約を数回以上にわたって締結し、かつ誠実に履行した実績を有する場合は入札保証金を免除とする。この場合は、履行実績を証する書類（契約書、仕様書等）の写しを入札参加申請書提出時に提出すること。

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札

者とする。

- (2) 落札者が決定した時は、直ちに口頭で発表する。
- (3) 落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 無効入札

- (1) 入札参加資格のない者又は委任状の提出のない代理人の行った入札
- (2) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (3) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (4) 入札書に記名押印がない入札
- (5) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者の行った入札
- (6) 同一事項の入札について他の入札者の代理人を兼ねた者の行った入札
- (7) 同一事項の入札について代理人が2人以上の代理をして行った入札
- (8) 所定の額の入札保証金を納入しない者が行った入札
- (9) 入札に関し不正の行為をした者の行った入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

9 契約方法

- (1) 落札者は、落札決定後速やかに契約を締結すること。
- (2) 契約書は五泉市所定の契約書（案）を使用する。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（1円未満は切り捨て）とする。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金（現金または有価証券等）を納付すること。契約保証金の納付は金融機関及び保証事業会社の保証をもって代えることができる。ただし、五泉市契約事務規則（平成18年規則第49号）第7条第4項各号のいずれかに該当するときは、これを免除する。

11 支払条件

- (1) 前金払 なし
- (2) 部分払 なし

12 代金の支払い

請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

1 3 その他

本入札は公告記載事項のほか、五泉市契約事務規則に基づき実施する。本公告に関する問合せ先は下記のとおりとする。

五泉市太田 1094 番地 1 五泉市役所 企画政策課 情報政策係

電話 0250-43-3911 FAX 0250-42-5151 E-mail jouhou@city.gosen.lg.jp